

平成26年2月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ネ)第6638号損害賠償等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第19747号)

口頭弁論終結日 平成26年1月21日

判 決

東京都渋谷区神宮前6丁目23番2号第25SYビル4階

控 訴 人 ユニバーサルマックス株式会社

同代表者代表取締役 米 澤

東京都渋谷区神宮前6丁目23番2号

控 訴 人 株式会社F I R S T不動産

同代表者代表取締役 米 澤

控 訴 人 米 澤

控 訴 人 森

控訴人ら訴訟代理人弁護士 川 村 理

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 瀬 戸 和 宏

同 鈴 木 さ と み

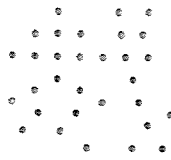
同訴訟復代理人弁護士 阿 部 克 臣

同 今 泉 将 史

同 江 川 剛

主 文

- 1 控訴人ユニバーサルマックス株式会社、同株式会社F I R S T不動産及び同森の各控訴をいずれも棄却する。



2 控訴人米澤[]の控訴に基づき、原判決中同控訴人に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 控訴人米澤[]は、被控訴人に対し、511万5000円及びこれに対する平成24年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人の控訴人米澤[]に対するその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、被控訴人と控訴人ユニバーサルマックス株式会社、同株式会社F I R S T不動産及び同森[]との関係では、控訴費用を同控訴人らの負担とし、被控訴人と控訴人米澤[]との関係では、第1，2審を通じて全て同控訴人の負担とする。

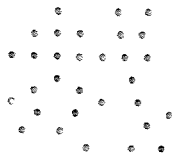
事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、主位的に、控訴人らの組織的な詐欺行為によりカンボジア王国の農地使用权の購入代金名下に金員を騙し取られたと主張して、同権利の販売者である控訴人ユニバーサルマックス株式会社（以下「控訴人ユニバーサル社」という。）、被控訴人から購入代金を受け取った同社従業員である控訴人森[]（以下「控訴人森」という。）、同権利の日本における総代理店である控訴人株式会社F I R S T不動産（以下「控訴人F I R S T社」という。）、上記2社の代表取締役である控訴人米澤[]（以下「控訴人米澤」という。）に対し、共同不法行為による損害賠償請求権（控訴人米澤についてはこれと選択的に会社法429条1項による損害賠償請求権）に基づき、515万円（同権利の購入代金相当額465万円，弁護士費用50万円）及びこれに対する不法行為の日である平成24年5月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払，予備的に、控訴人ユニバーサル社との間の購



入契約の内容が不特定であって不成立であると主張して、同控訴人に対し、不当利得による返還請求権に基づき、465万円及びこれに対する催告（訴状送達）の日の翌日である同年7月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、控訴人ユニバーサル社、同F I R S T社及び同森について不法行為に基づき、控訴人米澤については会社法429条1項に基づき損害賠償金511万5000円及びこれに対する平成24年5月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で被控訴人の請求を認容したので、控訴人らは、敗訴部分を不服として控訴をした。

- 2 判断の前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、3のとおり
当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（2頁15行目から9頁23行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

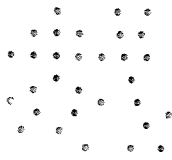
3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人ら

ア 控訴人F I R S T社を介して被控訴人に販売された権利は、事業収益として6万4635円が配当される旨の通知がされているように実体のある権利であるから、その価格相当額は損害から控除されるべきである。

イ 被控訴人は、過去に十分な投資取引等の経験を有しなかったにもかかわらず、従来全く面識を有しない「ウメダ・コーポレーション」の「オカダ」と称する人物からの電話による勧誘に応じ、同人の身分や立場等を書面等で確認することなく、名義を貸しただけで15万円が20万円になって戻って来るとの話を信用し、合計465万円を支出したものであるから、被控訴人の落ち度は大きいといわざるを得ないので、この点を過失相殺として考慮すべきである。

(2) 被控訴人



ア 本件取引の対象は、農地なのかその使用権であるか不明であり、農地使用権であるとしても、その内容が不明確であり、実体のある権利とは到底いえない。そして、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為（以下「反倫理的行為」という。）に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも許されないというべきである。控訴人らの行為は、組織的な詐欺行為に該当し、金員の交付が専ら詐欺の発覚を防ぐための手段にほかならないから、上記権利の価値相当額を損害から控除すべきではない。

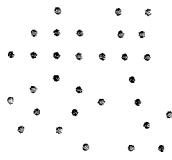
イ 過失相殺の趣旨は、損害の公平な分担であるところ、控訴人らの行為は組織的な詐欺行為に該当するから、本件において過失相殺することは同趣旨に反することになるので認められるべきではない。

第3 当裁判所の判断

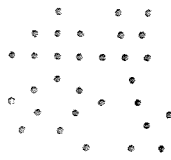
1 当裁判所は、被控訴人の請求は控訴人らに対し511万5000円及びこれに対する平成24年5月30日から（ただし、控訴人米澤については同年8月4日から）支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、2のとおり原判決を補正し、3のとおり当審における当事者の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3（9頁25行目から17頁2行目まで）に説示するとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決10頁20行目の本文の次に「被控訴人は、上記パンフレットについては何の関心も持たず、捨てようと思って古新聞と一緒にしていた。」を加え、同行括弧内に掲記の証拠を「(甲4, 19, 原審被控訴人本人, 原審控訴人米澤本人)」に改める。



- (2) 原判決15頁13行目末尾の次に「控訴人ユニバーサル社及び同F I R S T社が売却している権利は、その性質が必ずしも明らかでなく、カンボジア王国内の農地使用权とはされているものの、一般になじみがなく、その取引についての市場価値が形成されていることを認めるに足りる証拠はない。そこで、一般の者にそのような権利を購入させるためには、これを購入すること自体で利益が得られると思わせる必要があると解されるところ(実際にも、被控訴人は、控訴人ユニバーサル社から送られたパンフレットに何の関心も持たず、捨てようとしていたが、ウメダ・コーポレーションのオカダの話により購入を決めている。)に加え、」を加える。
- (3) 原判決15頁19行目から20行目にかけての「仕組みとなっている。」を「仕組みになっているから、ウメダ・コーポレーションのオカダなる人物は、控訴人ユニバーサル社及び同F I R S T社の利益を図る目的で行動していたものと推認できる。」に改める。
- (4) 原判決15頁24行目の「そうすると、」を「以上のとおり、本件取引は、ウメダ・コーポレーションのオカダなる人物による被控訴人の購入した永借権を更に同社が買い取るという虚偽の話が存在することをもって初めて成立したものであるところ、ウメダ・コーポレーションから本件取引と同様の勧誘を受けたため控訴人ユニバーサル社と取引をしたとされる事例が少なからず存在することからすれば、本件取引は、永借権を購入する意思がなかった被控訴人に虚偽の話を告げて行わせたものであって、それ自体が詐欺であると認められ、」に改める。
- (5) 原判決17頁2行目の末尾の次に行を改めて以下のとおり加える。
- 「ところで、上記各損害賠償請求権は、控訴人ユニバーサル社、同F I R S T社及び同森の関係では、同控訴人らの共同不法行為に基づくものであるので、不法行為の日である平成24年5月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

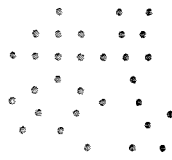


しかしながら、控訴人米澤に関しては会社法429条1項に基づく損害賠償請求権が認められるところ、これは会社法が役員等の責任を加重するために特に認めたものであって、不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なるので、履行の請求を受けた時から遅滞に陥ることになる（最高裁平成元年9月21日第一小法廷判決・裁判集民事157号635頁参照）。そうすると、控訴人米澤に対しては、訴状の送達により履行の請求を受けたことが記録上明らかな平成24年8月3日の翌日である同月4日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。」

3 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 前判示のとおり、本件取引により被控訴人に販売された永借権（カンボジア不動産使用权）は、その性質が必ずしも明らかでなく、その取引について市場価格が形成されているとは認められないから、その金銭的価値を把握することはできず、そもそも損益相殺をする前提を欠くというべきである。もっとも、被控訴人は、控訴人FIRST社から6万4635円及び11万9245円の送金を受けたことを自認しているけれども、本件取引は、ウメダ・コーポレーションのオカダが、控訴人ユニバーサル社、同FIRST社及び同森と共謀して、実体の不明な永借権について、被控訴人が購入した同権利を買い取るとの虚偽の話を告げて行われたものであり、その売買代金も合計465万円と高額であるから、反倫理的行為に当たるといえるべきであり、これを損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することも許されないものというべきである（最高裁平成20年6月10日第三小法廷判決・民集62巻6号1488頁，最高裁同月24日第三小法廷判決・裁判集民事228号385頁参照）。

(2) 本件取引は、前判示のとおり反倫理的行為に基づくものであり、被控訴人は、控訴人ユニバーサル社、同FIRST社及び同森と共謀したウメダ・



コーポレーションのオカダから虚偽の話を告げられて、誤信した結果金員を騙取されたものであるから、前記オカダの身分や立場等を書面等で確認することなく同人の話を信用し、本件取引に応じたとしても被控訴人に過失といえるほどの落ち度があったとは認められない。したがって、控訴人ユニバーサル社、同F I R S T社及び同森の共同不法行為として行われた本件取引について過失相殺は認められない。なお、控訴人米澤の責任も、控訴人ユニバーサル社及び同F I R S T社の不法行為について代表取締役としての任務懈怠を原因とするものであるから、同様に過失相殺を適用するのは相当でない。

- 4 よって、原判決のうち、控訴人ユニバーサル社、同F I R S T社及び同森に関する部分は相当であり、同控訴人らの各控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとするが、控訴人米澤に関する部分は、平成24年5月30日からの遅延損害金の支払を命じた部分が失当であるので、これを同年8月4日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うべきものと変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 齋 藤 隆

裁判官 栗 原 洋 三

裁判官 春 名 茂

これは正本である。

平成26年2月20日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 舘野貴彦

